

マイナ保険証をご利用ください

発行済の組合員証・被扶養者証（健康保険証（水色））は、**令和7年12月2日**から利用できなくなります。

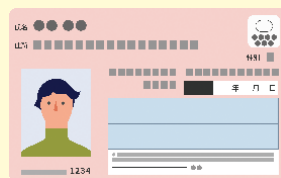


医療機関等を受診する際は、**マイナ保険証をご利用ください。**

マイナ保険証とは？

● マイナナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

マイナ保険証ならではのメリット



- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、**より良い医療**が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも**高額支払いが不要**になる
- ✓ 救急現場で、**搬送中の適切な応急処置や病院の選定**などに活用されるなど

マイナ保険証を取得する方法と使い方は？



★ STEP 1

マイナナンバーカードを取得する

申請方法

- ① オンライン等で申請
- ② 交付通知が届く
- ③ 交付場所で受け取る

お問合せは、
お住まいの自治体へ

詳細はこちら→



★ STEP 2

マイナナンバーカードを保険証として利用登録する

利用登録の方法

- ① **医療機関等**にある顔認証付カードリーダーで行う
- ② **マイナポータル**から行う
- ③ **セブン銀行ATM**から行う

詳細はこちら→



★ STEP 3

医療機関等で利用する

受付方法

- ① 顔認証付きカードリーダーにマイナナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う（顔認証または暗証番号）
- ③ 各種情報提供の同意選択をする

詳細はこちら→



マイナ保険証の利用登録をしているか確認する方法は？



★ STEP 1

マイナポータルにログインする

ログイン方法

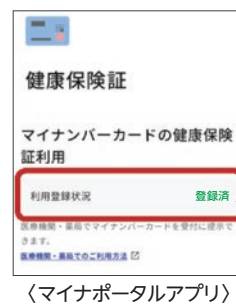
- ① **マイナポータルアプリ**をインストール
- ② マイナナンバーカードを読み込んで暗証番号（4桁）を入力



※二次元バーコードが読み取れない場合は、「マイナポータル」で検索

★ STEP 2

ホームタブ内の「健康保険証」をクリック



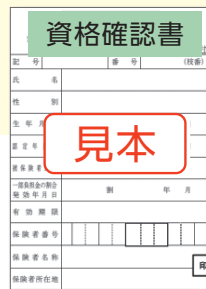
利用登録	「利用状況登録」の表示
している場合	登録済
していない場合	未登録

こちらを確認



資格確認書の交付

令和6年12月1日以前に加入した方でマイナ保険証をお持ちでない方には
令和7年10月中旬に、資格確認書を一齐交付します



■ 資格確認書とは？

マイナナンバーカードを持っていない方、持っていても健康保険証の利用登録をしていない方や、新たに組合員・被扶養者となったばかりの方に発行される。はがきサイズの厚紙。有効期限：令和12年9月30日（5年）

■ 医療機関等での利用方法

	令和7年度 10月中旬	12月2日 経過措置終了	令和8年度
マイナ保険証を持っている	マイナ保険証を提示 ※1	マイナ保険証を提示 ※1	マイナ保険証を提示 ※1
マイナ保険証を持っていない	令和6年12月1日以前に加入 健康保険証を提示 ※2	× 利用不可 (ご自身で廃棄)	令和6年12月2日以降に加入 資格確認書を提示

- ※1 マイナ保険証をお持ちの方が資格確認書の交付を希望する場合は、「マイナナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を所属所の共済事務担当者に提出（任意継続組合員は共済組合に直接郵送）してください。
- ※2 マイナ保険証を持っている方で健康保険証もお持ちの方も令和7年12月1日まで提示できます。

マイナ保険証の利用
登録の解除について

詳細はこちら→



問合せ先 給付貸付課資格担当 ☎ 03-5320-6826